

労働委員会の窓（令和5年3月分）

《会議関係》

- 3月10日 第1324回公益委員会議
「愛媛労委平成31年（不）第1号・令和元年（不）第3号事件の終結について」など2件
- 3月24日 第1216回愛媛県労働委員会総会
「平成31年（不）第1号・令和元年（不）第3号事件の終結等について」
など5件

《個別的労使紛争関係》

- 労働相談

	相談者数	相談件数
3月	20	30
累計（4月～）	263	489

※相談者数と相談件数は、相談事項が複数にわたることがあるため一致しない。

雇用のトラブルまず相談

職場のトラブルでお困りの方、
労働委員会に相談してみませんか？

労働者側からの相談

- ・ 解雇に納得できない。
- ・ パワハラを受けている。 など
- ・ 賃金が説明もなく、引き下げられた。

使用者側からの相談

- ・ 退職金の折り合いがつかない。
- ・ 従業員が配置転換に応じない。 など

労働委員会は、労働相談&あっせん等
を行う公正・中立の県の行政機関です。
相談・あっせんは無料・秘密厳守でお
受けします。

愛媛県労働委員会

089-912-2996(直通)

790-8502 愛媛県松山市北持田町132番地
メールアドレス roudou@pref.ehime.lg.jp
ホームページ <https://www.pref.ehime.jp/tirou/>